

I [国家税务总局关于纳税人折扣折让行为开具红字增值税专用发票问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函【2006】1279号
【发布日期】2006-12-29
【实施日期】2006-12-29
【提示】根据该通知，纳税人销售货物并向购货方开具增值税专用发票后，由于购货方在累计购买货物达到一定数量，或者由于市场价格下降等原因，给予购货方价格优惠或补偿等折扣、折让行为，可按现行有关规定开具红字增值税专用发票。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4933447.html>

I [国家税務総局による納税者が割引値引行為による赤字文字増値税専用領収書発行の問題に関する通知](#)

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函【2006】第1279号
【発布日】2006-12-29
【施行日】2007-12-29
【コメント】同通知によると、納税者が購入者へ商品を販売し、増値税専用領収書を発行した後、購入者の購入量がある一定数量に達した際、あるいは市場価格の下落等による原因で購入者に対し、価格の優待、或いは補償等の割引、値引き行為に対し、現行の関連規定に基づき、赤字文字増値税専用領収書を発行することができる。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/4933447.html>

I [国家发展和改革委员会关于印发固定资产投资项目节能评估和审查指南（2006）的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】发改环资【2007】21号
【发布日期】2007-01-05
【提示】该指南所列的相关法律法规、规划和产业政策、相关标准和规范，适用于固定资产投资项目（含规划、新建、改建、扩建工程）的节能评估和审查工作。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/20070112_110694.htm

I [国家發展と改革委員会による固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価と審査・認可手引き（2006）の印刷公布に関する通知](#)

【発布機関】国家發展と改革委員会
【発布番号】发改環資【2007】第21号
【発布日】2007-01-05
【コメント】同手引きに挙げられた関連する法規、計画と産業政策、関連基準と規範は、固定資産投資プロジェクト（計画、新建設、改築、増築工事を含む）の省エネルギー評価と審査・認可業務が適用される。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/20070112_110694.htm

I [最高人民法院关于审理不正当竞争民事案件应用法律若干问题的解释](#)

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释【2007】2号
【发布日期】2007-01-12
【实施日期】2007-02-01
【提示】该司法解释对《中华人民共和国反不正当竞争法》所述的“知名商品”、“特有的名称、包装、装潢”、“企业名称”、“姓名”、“引人误解的虚假宣传行为”、“不为公众所知悉”、“能为权利人带来经济利益、具有实用性”、“保密措施”、“商业秘密中的客户名单”、“侵犯商业秘密行为”、“侵犯商业秘密行为的损害赔偿额”、以及不正当竞争民事第一审案件的级别管辖等问题进行了解释和说明。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200701180013.htm>

I [最高人民法院による不正競争民事案件の審理における法律の適用に関する若干問題についての解釈](#)

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法释【2007】第2号
【発布日】2007-01-12
【施行日】2007-02-01
【コメント】同司法解释では「中国人民共和国反不正当竞争法」でいう「著名商品」、「特有の名称、包装、装飾」、「企業名称」、「姓名」、「誤解を受けやすい虚偽宣伝行為」、「公衆が知り得ない」、「権利者に経済利益をもたらす、実用性の備える」、「機密保持措置」、「商業秘密における顧客名簿」、「商業秘密の侵害行為」、「秘密侵害行為による損害賠償額」、及び不正競争民事第一審案件の階級別管轄権等の問題に関する解釈と説明している。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/civil/200701180013.htm>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 刑事诉讼法、民事诉讼法、行政诉讼法修订工作均有进展

刑事诉讼法、民事诉讼法、行政诉讼法的修订工作均有不同程度的进展：全国人大常委会法制工作委员会正在就刑事诉讼法修订问题进行调研征求意见；已拟订出民事诉讼法修正案初稿；正抓紧起草行政诉讼法修订草案。

全国人大常委会法制工作委员会将适时提出刑事诉讼法修订草案，一并研究关于证人保护法、证据法、刑事证据法、未成年人刑事保护法等议案。

民事诉讼法修订草案，体现了加强民事执行力度，完善审判监督程序，解决执行难、申诉难等问题。

(摘自 2007 年 01 月 15 日中国人大网)

I 最高人民法院：从严惩处知识产权犯罪

最高人民法院 2007 年 01 月 15 日发布了《关于全面加强知识产权审判工作为建设创新型国家提供司法保障的意见》。意见提出，要依法从严惩处知识产权犯罪，通过采取追缴违法所得、收缴犯罪工具、销毁侵权产品、责令赔偿损失等措施，从经济上剥夺侵权人的再犯罪能力和条件。

(摘自 2007 年 01 月 16 日新华网)

I 关于租赁境外机构/个人所有的房屋并登记为企业注册地址的限制性新举措

律师在近期的实务操作中注意到，上海市工商行政管理局目前原则上不接受将承租的所有权人为境外机构/个人的房屋登记为企业注册地址的申请。

经过进一步的沟通，律师了解到，上海市工商行政管理局目前的理解和操作大致可以概括如下：

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関係する新たな情報

I 刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法の改定作業の進展について

刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法の改定作業は、それぞれの進展がある。全国人民代表大会常務委員会法制工作委員會は、刑事訴訟法の改定問題に対し、調査・研究、意見募りをしており、民事訴訟法改定案の初案を起草した。現在、行政訴訟法案の草案は起草中である。

全国人民代表大会常務委員会法制工作委員會は刑事訴訟法改定草案を適時に提出、同時に証人保護法、証拠法、刑事証拠法、未成年者刑事保護法等の議案に関しても検討する。

民事訴訟法改定草案は、民事執行力の強化、審判監督過程のを完備、難航する執行や上告等の問題の解決を目指し制定されている。

(2007 年 01 月 15 日中国人大網から抜粋)

I 最高人民法院：知的財産権犯罪を厳格に処罰

最高人民法院は 2007 年 01 月 15 日に「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することに関する意見」を發布した。同意見では、知的財産権犯罪を厳格に処罰し、違法所得の追徴、犯罪で使用した道具の没収、権利侵害商品の廃棄、損害賠償命令などの措置を通し、経済上侵権者の再犯能力と条件を奪うようとしている。

(2007 年 01 月 16 日新華網より抜粋)

I 外国の機構・個人が所有する不動産を賃貸し、企業の登録住所として登記することを規制する新たな措置

我々は、最近の実務において、上海市工商行政管理局が現在原則上、借入れた外国の機構・個人が所有する不動産を企業の登録住所として登記する申請を受理しないのことに気がついた。

さらにヒアリングを通じて、我々は上海市工商行政管理局の現在の理解と操作について、おおよそ理解したものを下記に著する。

1. 上海市工商行政管理局的上述做法, 据称是为了贯彻执行《建设部、商务部、国家发展和改革委员会等关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》(2006年07月11日发布实施, 建住房【2006】171号, 以下简称“171号文”) 的相关规定。
2. 根据171号文的相关规定, 境外机构/个人在中国境内拥有的房地产(即使其取得房地产的时间是在171号文实施之前), 自171号文实施后, 只能用于自用/自住之目的, 而不能将其房地产出租或进行其他商业运作(除非境外机构/个人设立现地法人, 由该现地法人进行运作); 因此, 对于将承租的所有权人为境外机构/个人的房屋登记为企业注册地址的申请, 登记机关原则上不予接受。
3. 如果是已经设立的企业, 续签房屋租赁合同, 企业的注册地址不发生变更, 那么即使承租房屋的所有权人是境外机构/个人, 则登记机关通常不会提出异议。
4. 对于新设立的企业, 或者是企业申请变更注册地址的情形, 只要承租房屋的所有权人是境外机构/个人, 则登记机关原则上将不会核准该房屋作为企业注册地址进行登记。作为特例, 如果境外机构/个人在中国境内购买的房屋仅限于一至二套, 那么登记机关可能考虑允许其出租作为企业注册地址之用, 但这需要个案处理。
5. 上海市工商行政管理局的上述做法, 似乎尚未下达到上海市各区县的工商分局。

就上述问题, 律师还与国家工商行政管理总局、北京市工商行政管理局(及其东城区、西城区和朝阳区的工商分局)和江苏省苏州工商行政管理局等部门进行了沟通, 沟通情况简要总结如下:

1. 国家工商行政管理总局的理解和操作, 与上海市工商行政管理局差不多:
 - 1) 了解并贯彻执行171号文;
 - 2) 对于处于原租赁合同期内的企业, 即使出租方是境外机构/个人, 国家工商行政管理总局现阶段不会主动撤销以前的与注册地址相关的核准登记;
 - 3) 对于新设立的企业, 或者是企业申请变更注册地址的情形, 只要出租方是境外机构/个人, 那么国家工商行政管理总局原则上将不会核准该房屋作为企业注册地址进行登记。作为特例, 对于境内外关联公司之间建立的租赁关系, 可以考虑个案处理。
 - 4) 国家工商行政管理总局的上述做法, 尚未下达到各地各级工商行政管理部门。工商系统如何贯彻、执行171号文, 目前还在内部研究、尚未形成最终意见, 后续是否会发文进行规范, 目前还不能确定。
2. 北京和苏州等地的工商行政管理部门的理解和操作, 与上海市工商行政管理局不

1. 上海市工商行政管理局は、上記の方法が、「建設部、商務部、国家発展と改革委員会等による外資の不動産市場への参入と管理の規範に関する意見」(2006年07月11日発布実施、建住房【2006】171号、以下171号文という)の関連規定を貫徹に執行するためによるものであるとしている。
2. 171号文の関連規定によると、外国の機構・個人が中国国内で所有する不動産(その不動産の取得時期が171号文実施前であっても)について、171号文の実施後、自己使用、住居目的のみ使用でき、その不動産を貸出し、或いはその他商業目的に運用することができない(外国の企業・個人が現地法人を設立し、当該の現地法人による運用は除く)とされている。この為、外国の機構・個人が所有する不動産を企業の登録住所として登記を申請することに対し、登記機関では原則上、受理できない。
3. 既に設立済みの企業が不動産の賃貸契約を更新し、企業の登録住所が変更されない場合、たとえ借入不動産の所有権者が外国の機構・個人であるとしても、登記機関には常、異議を申入れされない。
4. 新設立する企業、或いは企業が登録住所の変更申請において、借入不動産の所有権者が外国の企業・個人であれば、登記機関は原則上、企業の登録住所として登記することを認めない。特例として、もし外国の機構・個人が中国国内で不動産を一棟ないし二棟しか購入しなかった場合、登記機関は企業の登録住所として貸出しの許可を考慮する。ただし、個別ケースとして処理が必要とされる。
5. 上海市工商行政管理局の上記方法は、上海市各区県の工商分局には下達されていないようである。

上記問題について、我々は再度国家工商行政管理总局、北京市工商行政管理局(及びその东城区、西城区、朝阳区の工商分局)と江蘇省蘇州工商行政管理局等の部門へヒアリングし、その状況を下記に纏めた。

1. 国家工商行政管理总局の見解と操作は上海市工商行政管理局とほぼ同じである。
 - 1) 171号文を了解し且つ貫徹に執行する。
 - 2) 現在賃貸借契約期間中の企業に対して、例え貸出方が外国の機構・個人であるとしても、現段階において国家工商行政管理总局は以前の住所登録に関する審査・認可登記を自ら抹消することはないと考えられる。
 - 3) 新設立する企業或いは企業の住所変更の登録申請において、貸出方が外国の機構・個人であれば、国家工商業行政管理总局は原則上、当該建物を企業の登録住所として審査・認可はしないとしている。特例として、国内外の関連企業間での賃貸借関係においては、個別ケースとして処理することは可能である。
 - 4) 国家工商行政管理总局の上記方法は、

同，前述地方的工商行政管理部门暂未采取类似的限制性做法。

根据上述调查分析，律师理解，目前阶段，国家工商行政管理总局、各地各级工商行政管理部门在处理上述登记申请时很有可能采取不一致的做法。实务操作中，有关企业可能需要与主管的工商行政管理部门进行个案沟通和确认。对此话题，律师也将继续予以关注。

备注：

查看《建设部、商务部、国家发展和改革委员会等关于规范房地产市场外资准入和管理的意见》（建设部、商务部、国家发展和改革委员会、中国人民银行、国家工商行政管理总局、国家外汇管理局，2006年07月11日发布实施；建住房【2006】171号），请点击以下网址：
<http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006072603.htm>

（里兆律师事务所 2007年01月19日整理编写）

未だ各地各級の工商行政管理部門に下達されていない。工商系統はどのように171号文を貫徹に執行するかは、現在内部検討中であり、最終意見が未だ形成されておらず、引続き規範を進行する文書が発表されるかは、現在のところ確定できていない。

2. 北京と蘇州等の工商行政管理部門の理解と実務は、上海市工商行政管理局と不一致であるため、前述した当地の工商行政管理部門では現在のところ類似した規制は採用していない。

上記の調査分析に基づいて、我々は、現在の段階において、国家工商行政管理総局が各地各級の工商行政管理部門が上記登記申請の処理にあたり、統一しない方法をとる可能性があると考えている。実務上において、関連する企業は主管の工商行政管理部門にて案件のヒアリングと確認を行う必要があると理解している。この話題に関しては、引続き注意を払う。

備考：

「建設部、商务部、国家発展と改革委員会等による外資の不動産市場への参入と管理の規範に関する意見」（建設部、商务部、国家発展と改革委員会、中国人民银行、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局、2006年07月11日发布实施、建住房【2006】171号）、下記のウェブサイトをクリックしてください
<http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006072603.htm>

（里兆法律事務所が2007年01月19日付で作成）